

一般社団法人 神戸市サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神戸市サッカー協会と称し、英文では KOBE FOOTBALL ASSOCIATION と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的等)

第3条 この法人は、社団法人兵庫県サッカー協会に加盟した神戸市唯一の団体として神戸市におけるサッカー・フットサル等の普及、発展と競技力の向上を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、次の事業を行う。

1. サッカー競技会の開催に関する事業
2. フットサル競技会の開催に関する事業
3. サッカー・フットサル等の普及、発展に関する事業
4. 選手の育成強化及び指導者の養成に関する事業
5. 審判の技術向上及び養成に関する事業
6. 競技団体、選手、指導者及び審判の登録に関する事業
7. 広報に関する事業
8. 競技に係る傷害予防等医科学に関する事業
9. サッカー・フットサル等を通じた国際交流に関する事業
10. 競技場の設置及びその維持または運営に関する事業
11. 市民の健康づくり及び生きがいくりに関する事業
12. 健康で文化的な市民生活に寄与する食育に関する事業
13. その他上記の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第4条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で社員総会の決議をもって推薦された者
(入会)

第5条 この法人の目的に賛同し、正会員になろうとする者は、入会申込書に入会金を添えて、賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

3 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第6条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 金50,000円

2 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 金10,000円

(2) 賛助会員 年額 1口 金50,000円

3 賛助会員は、入会金を納めることを要しない。

4 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

5 この法人の理事または監事を3期以上務めた者が、入会を希望する場合は、第1項の規定にかかわらず、理事会の決議によって入会金を減免することができる。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、1か月以上前に理由を付して、退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

この場合において、議決の対象となる会員は、社員総会の特別決議に加わることはできない。ただし、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

(1) この法人の定款またはその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失及びそれに伴う権利及び義務)

第9条 会員は、前2条の場合の他、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第6条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 成年被後見人または被保佐人になったとき。

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または破産し、または団体である会員が解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第11条 社員総会は、この定款に別に規定するものの他、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年事業年度開始前3カ月以内と毎年事業年度終了後3カ月以内の2回開催する他、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から4週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、当該社員総会において選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 理事の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ

通知された事項について、書面をもって決議し、または他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名する。

第5章 役員

(役員の設置)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上35名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、副会長2名、専務理事1名を置くことができる。
- 3 会長、副会長以外の理事のうち、専務理事を業務執行理事とする。
- 4 この法人の会長を法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

この場合において、議決の対象となる役員は、社員総会の決議に加わることはできない。ただし、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

(報酬等)

第24条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(事務局)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 職員は、専務理事が任免する。

4 職員は、有給とすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 総会に付議すべき事項の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の決定

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

2 通常理事会は、毎年6回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長若しくは、会長が指名した者がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名または記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(余剰金)

第36条 この法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第11章 附則

第42条 この法人の設立当初の役員は、第19条第1項の規定にかかわらず、後記記載のとおりとする。

第43条 この法人の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

第44条 この法人の設立前に神戸市サッカー協会の会員であった者が引続きこの法人の会員となる場合には、第6条第1項第1号の規定にかかわらず、入会金を徴収しない。また、平成22年度に関する会費は、同条第2項第1号の規定にかかわらず、徴収しない。

第45条 この法人の設立時に神戸市サッカー協会に帰属する一切の権利義務は、この法人が承継する。

第46条 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

(1)

皆 木 吉 泰

(2)

藤 田 利 明

(3)

一 北 四 郎

(4)

高 見 豊

(5)

佐 藤 忠 志

(6)

細 谷 一 郎

(7)

中 桐 俊 男

(8)

黒 田 和 生

(9)

益 子 秀 久

(10)

津 田 三 郎

(11)

榎 原 徹 夫

第47条 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事

(1)

益 子 和 久

(2)

一 北 保五郎

(3)

加 藤 寛

(4)

小 林 茂 幸

(5)

平 澤 学

- (6) 仲 義 之
- (7) 小 川 昇 生
- (8) 松 下 治 正
- (9) 矢 崎 勉
- (10) 澤 山 武
- (11) 海 老 純
- (12) 岡 本 卓 也
- (13) 森 田 剛 志
- (14) 清 水 博
- (15) 谷 岡 善 裕
- (16) 浅 野 正 倫
- (17) 田 中 大 喜
- (18) 吉 本 一 仁
- (19) 岡 俊 彦
- (20) 浪 江 眞
- (21) 神 藤 一 郎
- (22) 戸 祭 正 喜
- (23) 清 見 昌 功

設立時監事

(1)

古 結 玄 修

(2)

藤 井 稔 人

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令の定めるところによる。

上記は、一般社団法人神戸市サッカー協会の現行定款に相違ない。

平成26年6月21日

代表理事 益子 和久

